

平成15年6月27日

株主各位

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

取締役社長 指田禎一

第160回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、本日開催の当社第160回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

報告事項 第160期(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第160期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決され、利益配当金は1株につき3円50銭となることが決定されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の内容につきましては、後記「定款一部変更についてのご案内」をご参照ください。

第3号議案 自己株式取得の件

本件は、原案のとおり承認可決され、本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式1,000万株および取得価額の総額50億円を限度として取得することが決定されました。

第4号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に役田英穂、川島欽二郎、富沢誠一郎の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役5名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に田崎研二、林彰一、秋山智史、宇都宮吉邦、漆原武彦の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決され、退任取締役 望月朗宏、馬場 璃、田崎研二の3氏および退任監査役 荒田久義、高橋伸輔、古屋哲男、石田重成の4氏に対し、在任中の勞に報いるため、内規による一定の基準により、相当額の範囲内で慰労金を贈呈することと決定いたしました。その具体的金額、贈呈の時期、方法等についても原案どおり、退任取締役については取締役会に、また退任監査役については監査役の協議に、それぞれ一任することと決定されました。

以上

なお、本定時株主総会終了後開催の取締役会において、取締役 木下雅雄、高際一の両氏が新たに常務取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

また、本定時株主総会終了後、監査役互選の結果、監査役 田崎研二氏が常勤監査役に選任され、就任いたしました。

利益配当金のお支払いについて

第160期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により、払い渡しの期間（平成15年6月30日から平成15年7月31日まで）内に、最寄りの郵便局でお受け取りください。

なお、振込ご指定の方は、ご指定口座への入金をご確認ください。

単元未満株式のみご所有の株主各位へ

ご参考までに、第160期報告書（第160回定時株主総会招集ご通知添付書類）を同封いたしましたので、ご高覧ください。

貸借対照表および損益計算書の開示について

当社は、当期より決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社のホームページ (<http://www.nisshinbo.co.jp/kessan/>) に掲載することといたしましたので、ご参照ください。

以上

定款一部変更についてのご案内

定款変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
(目的) 第2条 当会社は次の業務を営むことをもって目的とする。 1.~10. (記載省略) 11. 不動産及びその付属施設の賃貸、管理 12. (記載省略) 13. 食料品及び日用品雑貨の販売並びに食堂の経営	(目的) 第2条 当会社は次の業務を営むことをもって目的とする。 1.~10. (現行どおり) 11. 不動産及びその付属施設の販売、賃貸、管理 12. (現行どおり) 13. 食料品・飲料・衣料品・書籍・化粧品及び日用品雑貨の販売並びに食堂・飲食店の経営
14. (記載省略) (新設) (新設) (新設)	14. (現行どおり) 15. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 16. 老人・身体障害者等の介護施設及び老人ホームの経営並びに医療器具・介護用品の販売及び賃貸 17. 給食事業及び配食サービス事業 18. 前各号に付帯関連する一切の業務
(名義書換代理人、株主名簿及び実質株主名簿の設置場所) 第7条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	(名義書換代理人、株主名簿等の設置場所) 第7条 (現行どおり)
(2) 当会社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わないものとする。	(2) 当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わないものとする。

変更前定款	変更後定款
(株式取扱規定) 第8条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、株券の交付及び単元未満株式の買取りその他の株式に関する手続及び手数料はこの定款に定めるものほか、取締役会の定める株式取扱規定による。	(株式取扱規定) 第8条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載または記録、株券の交付及び単元未満株式の買取りその他の株式に関する手續及び手数料はこの定款に定めるものほか、取締役会の定める株式取扱規定による。
(決議の方法) 第12条 総会の決議は法令の定めによるべき場合または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主（実質株主を含む。以下同じ。）の議決権の過半数をもってする。 (新設)	(決議の方法) 第12条 （現行どおり） (2) <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u>
(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 (2) 補欠による監査役の任期は前任者の残任期間とする。	(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は就任後 <u>4</u> 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 (2) （現行どおり）

以 上